

議 事 録

第 19 回 定 例 総 会

令和7年2月7日

太田市農業委員会 19 回定例総会議事録

開会日時	令和7年2月7日（金） 午後2時			
閉会日時	令和7年2月7日（金） 午後4時12分			
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）			
出席委員 （18人）	1 長谷川 耕一	2 遠藤 弘一	3 山田 清作	4 長島 佳男
	5 太田 安弘	6 塚越 仲夫	7 原田 和男	8 飯塚 茂夫
	9 津久井準一郎	10 木村 克己	11 高木 勝	12 清水 由紀江
	13 中村 幸江	15 小磯 典夫	16 石原 康男	17 室田 道博
	18 永井 幸二	19 片亀 昌子		
欠席委員 （1人）	14 内田 達夫			
出席職員 （6人）	高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐 大崎主任 浜岡会計年度任用職員			
会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	（会長）	
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	（会長）	
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	（会長）	
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	（会長）	
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	（会長）	
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について		
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について		
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について		
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について		
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について		
協議事項	令和7年度太田市農業委員会日程（案）について			

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第19回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、3番 山田清作委員 と 5番 太田安弘委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てに1件提出されております。
1番、大原町の土地について、農地法第3条の規定による許可を得たが、許可後に契約解除となったため、当該許可を取り消すものです。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 17番からご報告いたします。
当案件は、約6年前に、今、事務局から報告がありましたように、所有権の移転をすべく、3条許可を得たところでございますけれども、その後、移転契約が破棄されたため、3条許可の取り消しを行うものでございます。
地区協議会で現地を確認しましたところ、当該地の現況は農地であり、特に問題もなく、取消し相当と意見決定したところでございます。
よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

- 議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は45件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数45件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 新田市野井町の土地 畑 1,754 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
 - 2番 古戸町の土地 畑 601 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
 - 3番 古戸町の土地 畑 601 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
 - 4番 古戸町の土地 畑 406 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
 - 5番 古戸町の土地 畑 406 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
 - 6番 古戸町の土地 畑 334 m² 外3筆 計1,368 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
 - 7番 古戸町の土地 畑 334 m² 外3筆 計1,368 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
 - 8番 古戸町の土地 畑 215 m² 外3筆 計1,439 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
 - 9番 古戸町の土地 畑 215 m² 外3筆 計1,439 m²、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
 - 10番 古戸町の土地 畑 739 m² 外2筆 計1,884 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
 - 11番 古戸町の土地 畑 739 m² 外2筆 計1,884 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
 - 12番 古戸町の土地 畑 481 m² 外2筆 計1,593 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
 - 13番 古戸町の土地 畑 481 m² 外2筆 計1,593 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
 - 14番 古戸町の土地 畑 1,305 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
 - 15番 古戸町の土地 畑 1,305 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。

- 16番 古戸町の土地 畑 288 m² 外2筆 計1,220 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 17番 古戸町の土地 畑 288 m² 外2筆 計1,220 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 18番 古戸町の土地 畑 277 m² 外1筆 計1,189 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 19番 古戸町の土地 畑 277 m² 外1筆 計1,189 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 20番 古戸町の土地 畑 98 m² 外3筆 計1,335 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 21番 古戸町の土地 畑 98 m² 外3筆 計1,335 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 22番 古戸町の土地 畑 777 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 23番 古戸町の土地 畑 777 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 24番 古戸町の土地 畑 213 m² 外2筆 計1,589 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 25番 古戸町の土地 畑 213 m² 外2筆 計1,589 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 26番 古戸町の土地 畑 503 m² 外5筆 計2,641 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 27番 古戸町の土地 畑 503 m² 外5筆 計2,641 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 28番 古戸町の土地 畑 469 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 29番 古戸町の土地 畑 469 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 30番 古戸町の土地 畑 283 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 31番 古戸町の土地 畑 283 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。
- 32番 古戸町の土地 畑 816 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。
- 33番 古戸町の土地 畑 816 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。

34番 古戸町の土地 畑 304 m² 外1筆 計1,478 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。

35番 古戸町の土地 畑 304 m² 外1筆 計1,478 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。

36番 古戸町の土地 畑 176 m² 外2筆 計1,460 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。

37番 古戸町の土地 畑 176 m² 外2筆 計1,460 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。

38番 古戸町の土地 畑 435 m² 外2筆 計1,392 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。

39番 古戸町の土地 畑 435 m² 外2筆 計1,392 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。

40番 古戸町の土地 畑 764 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。

41番 古戸町の土地 畑 764 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。

42番 古戸町の土地 畑 721 m² 外3筆 計2,657 m²、農地を借り受け、サカキの栽培を行いたい。

43番 古戸町の土地 畑 721 m² 外3筆 計2,657 m²、区分地上権を設定し、耕作地上空で営農型太陽光発電を行いたい。

44番 藤阿久町の土地 田 884 m² 外7筆 計12,018 m²、拠点に近い農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

45番 東長岡町の土地 畑 584 m²、隣接の所有農地に接道がなく、申請地を取得して機械が出入りできるようにしたい。

1番から45番のうち区分地上権設定を除く案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3番から43番のうち、区分地上権設定に係る案件については、営農型太陽光発電所設置に伴う区分地上権設定です。いずれも農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号3番から43番のうち区分地上権設定に係る案件については、

権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

それでは、番号1番から44番のうち区分地上権設定を除く案件について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号1番については第5地区協議会、44番については第3地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

19番委員

譲受人は●●●●さん、そして、譲渡人は●●●●さんです。●●さんは、農地を譲り受けて経営規模を拡大したいということで、現在、申請地の近くで農業をしております、作物の種類も増やしたいということで、ちょうどビニールのハウスもありますので、そこを活用できる、そういった意味合いから購入をしたいということです。

第1地区協議会で検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため、特に問題はなしということでありましたので、皆様のご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

9番委員

第5地区協議会から1番についてご報告申し上げます。

現地は、福蔵院の西のほうに位置します。農地性確認調査書により申請地を現地調査したところ、近隣で農業をしております、経営規模の拡大を図りたいということであり、周辺も農地で支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1番委員

続きまして、2番から42番までの偶数番号21件について、これは使用貸借の案件でございますが、ご報告させていただきます。

譲受人は株式会社●●●●●●●●●●さんということで、申請理由としますと、農地を借り受け、サカキを栽培したい。この案件につきましては、太陽光発電の下部農地を利用してサカキを栽培したいということでございます。

今回の申請人は、農地所有適格法人ではないために解除条件付の使用貸借であり、営農状況等に問題があった場合には、原状回復の上、地権者へ返還されることになっております。

現地を確認したところ、一部農地もあるんですが、ほとんどが耕作放

棄地で、相当荒れた農地になっております。現場は利根川と石田川に挟まれた場所であります。周辺の農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。この関連で区分地上権の設定が5条の関係でまた次に出てきますので、3番から43番の区分地上権の設定については、ここではご報告しないということになっておりますので、続きの5条申請の一時転用でまたご報告させていただきたいと思えます。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

7番委員

では、44番の結果を報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地を確認した結果を報告します。

譲受人は拠点に近い農地を譲り受け、経営規模を拡大したいということです。譲渡人は高齢で耕作できないので、農地を譲渡したいということです。

現地を確認したところ、周辺農地にも全然影響がないので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願います。

5番委員

番号44番について報告いたします。

当地区協議会で調査した結果、譲受人は必要な農機具を所有しており、申請地を拠点にして、規模を拡大したい。

現地を確認したところ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。以上です。

議長

ただいま、第1地区協議会、第5地区協議会及び第3地区協議会より番号1番から44番のうち区分地上権設定を除く案件について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員

確認です。この案件の中で営農型太陽光が出ておりますけれども、これは周辺に住宅とか、そのような家は建っていないですか。

1番委員

2番からの関係ですか。

18番委員

要するに、今説明があった太陽光の案件がありますよね。この太陽光の案件については、その周辺には民家とか、そのようなものはないんですか。

1番委員

この関係で、1件まだ同意を得ていないお宅があるんですね。ただ、その1件についても、今回の太陽光発電の設置についてのいろいろな説明とか、日照時間の関係とか、あるいは少しお宅から離して太陽光の

設定をするとか、かなり誠意を見せていろいろとやっているところがございまして、そのほかの周辺の農地のほとんどというか全てが賛成に回っている。できれば、そういうものやっけていきたいというようなことでございます。

- 18番委員　　それで、今いろいろ説明を受けまして、民家はあるよと。
1番委員　　失礼しました。これは先ほど説明したんですが、ここは利根川と石田川に挟まれている土手に面した土地なんですね。周りに民家は1軒もございません。
- 18番委員　　民家はないということ？
1番委員　　民家はないです。
18番委員　　全てね。
1番委員　　はい。ただ、処理場の関係の施設がぽつんと1つあったかな。
18番委員　　いいですよ、なければいいです。
1番委員　　いいですか。
18番委員　　いいです。ありがとうございます。

議　　長　　それでは、番号1番から44番のうち区分地上権設定を除く案件を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手　全員）

議　　長　　全員賛成でありますので、番号1番から44番のうち区分地上権設定を除く案件を許可とすることに決定いたします。

議　　長　　続いて、番号45番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員　　畑を所有していて、入り口がなくて今まで困っていたのが、土地を売ってくれるということで、取得することになりました。買主の●●さんは最適化委員も務めていまして、農機具も持っていますので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないと思います。第2地区では許可相当となりました。
再度のご審議をお願いいたします。

議　　長　　ただいま、第2地区協議会より番号45番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委　　員　　なし。

議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 45 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 45 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は 7 件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数 7 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 牛沢町の土地 2,056 m²の内 5.01 m² 外 2 筆 計 3,508 m²の内 5.43 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

2 番 古戸町の土地 981 m²の内 0.11 m² 外 3 筆 計 2,406 m²の内 0.31 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

3 番 龍舞町の土地 97 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

4 番 龍舞町の土地 3,735 m² 外 2 筆 計 9,398 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良のため一時転用するものです。

5 番 北金井町の土地 1,985 m²の内 0.54 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に

供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

6番 新田木崎町の土地 54 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

7番 大原町の土地 161 m² 外1筆 計184 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 沢野地区から1番と2番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査し、現地を確認した結果を報告いたします。

まず、1番につきましては、申請人が●●●●●株式会社で、転用目的は営農型太陽光発電設備用地（一時転用）、これは耕作放棄地を利用というようなことで、10年間の申請になっております。また、申請理由としますと、農業を営んでおり、下部農地で梅を栽培しながら、耕作地を利用し、再生可能エネルギーを活用した営農基盤の強化を図りたいということでございます。

また、2番につきましては、転用目的が営農型太陽光発電施設用地（一時転用）ということ、これは更新が4回目、今回、3年の更新の申請であります。農業を営んでおり、下部農地でミョウガを栽培しながら、安定した農業収入を得るために引き続き営農型太陽光発電を行いたいということでございます。

1番につきまして、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、今後も適正な営農の継続が見込まれることから、許可相当と意見決定しました。

また、2番につきましては、現地を確認し、また、営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告を過去3年の単収を確認したところ、地域の平均的な単収を毎年下回っているような状況でございますので、今回は1年更新で様子を見ていきたいというような地区協議会での意見決定となりましたので、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 　　ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 16番委員 　　ちょっと聞きたいんですが、今、1年更新で許可をするという説明だったような気がするんですが、そうすると、ここに出されている提案の3年間の更新はなくなって、1年更新で認めるとふうな考え方でいいわけですか。
- 1番委員 　　これは1年間様子を見て、それで、営農している方、●●さんという方なんですが、かなり前向きに、ほかのものも何か考えて少し前向きにやっていくというようなこともございますので、1年様子を見て、来年度は、また順調にいつているようでしたら3年更新でもいいのではないかなという判断でございます。
- 16番委員 　　事務サイドにちょっと聞きたいんですが、ここで3年間の更新で、1年様子を見て、来年そこでまた再協議をするような話なんですけれども、そうすると、そこからまた3年間という更新の仕方をするんですか。1年間見て駄目だったら、そのところで更新を認めないということもできるのか、それとも必然的に3年間許可してやるんだから惰性でいっちゃうのか、その辺の見解はどうなんですか。次の説明で、その辺の絡みが出てくるので、要するに条件付な認可というか、そういうふうな考え方が出てくるので、その辺を教えてもらってもいいですか。もう1回聞きましょうか。
- 事務局 　　議案書記載の3年間というのは、最長3年間ということになりますので、今回、第1地区協議会から報告があったとおり、過去3年間の営農状況を鑑みて、改善計画等、提出されておりますので、その改善の状況を見て、確認するために、今回は3年ではなく1年間と認めるということです。1年後にまた再度、1年間の営農状況を確認しまして、問題がなければ、3年間の許可ということになるかと思えますし、計画どおりの営農ができない、今後見込めないということであれば不許可ということもあるかなと思えます。また1年後には再度、改めての審議ということになります。以上です。
- 16番委員 　　今の段階では1年間、そういう許可条件になるわけですね。了解です。ありがとうございました。
- 5番委員 　　1点だけ、ちょっと確認させてくれますか。今、これは4回目と書いてあるんだけど、ということは過去3回、2回のとか、要するに3回までのあれをちゃんと継続というか、採用はされていたの。だって、今回、4回目ですよ。4回目で要するに収量が減っているということで1年ということになると、その前、やっていたのか、やっ

ないのか。やっていないということになれば、何で今までがずっと継続でこられたのかどうか、ちょっと不思議なんだけれども、今回だけだったら別に今の答弁でも構わないんだけれども、多分1回の更新ごとに実施報告があったと思うんだけれども、それはどうなの。

事務局

お答えいたします。過去は営農状況が良好でしたが、今回の所有者の方のお父様が今までやられていたんですけれども、体調を崩されていたというところで成育不良が続きまして、今回、相続を受けて、今後はこの方が改善計画等を出して営農をやっていくというところで、まずは1年間、許可期間として、許可相当として地区協議会で決定したと思います。

5番委員
議長
事務局

では、今度は管理者が変わるということね。分かりました。

1番のところは、10年にしたのは何でしたか。

こちらの農業法人は他市町村でも営農型太陽光をやられているんですけども、そちらに照会したところ、そちらのほうも営農状況が良好であることが確認できました。また、今回、耕作放棄地でありますので、最長の10年間、許可を認められるということになります。

議長
事務局
議長
事務局
議長

この会社は、梅の栽培の経験があるということですか。

そうです。

これは先月出た会社ですか。

そうです。先月、出た会社です。

分かりました。

ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員

今、説明がありました1番と2番は、地区協議会で協議して的確な判断をしてくれたんだなというふうに私は思っています。

それはなぜかという、書類さえ整っていれば何でも許可すると、それはやっぱり問題があるんだと思います。今説明があったように、地区協議会で検討を重ねて、そういう問題があるから1年にしますというのは、私は的確な地区協議会の判断だというふうに高く評価したいと思います。以上です。

議長
委員
議長

ありがとうございます。それ以外にありますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号6番について報告がありました
委員 ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、番号7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。
- 12番委員 第6地区より報告いたします。
番号7番は、娘さんの住宅を建築するに当たり、調査したところ、敷地
の一部が農地にかかっていたということで、許可を得ずに利用してい
たということで、是正するものです。
第6地区で調査した結果は、何ら問題ないということで、皆さんに再
度ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号7番について報告がありました
委員 ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申
請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につい
て、会長宛てに2件提出されております。

1番、只上町の土地について、当初から今回の拡大エリアを含めて計画をしており、今回、地権者の契約をいただけたことにより、利用計画の変更と事業区域を拡大する申請となります。

2番、新田上江田町の土地について、神経内科診療所用地として許可を得たが、申請者が病気になり、計画がなくなったため、当該許可の権利を承継するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、18番委員は議事に参与することができませんので、退室願います。
(18番委員 退出)

議長 それでは、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 1番なんですけれども、令和6年9月定例総会で審議した案件であります。当初、事業地への出入口を2か所計画していましたが、盗難事件が多発している状況を鑑みて、出入口を1か所にする事で、警備能力を集中させて防犯を図ると。当初から事業計画の拡大エリアを含めて計画していたんですけれども、今回、18番委員さんを含めて2件の土地所有者の人と売買契約が結べたものですから、事業全体を変更することになったということです。
現地調査をしたところ、周辺農地への支障もなく、事業計画についても問題はないので、承認相当と意見決定しました。
再度のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。18番委員は入室してください。

(18番委員 入室)

- 議 長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 10 番 委 員 2番について報告します。
この案件は、当初計画者が神経内科診療所用地として許可を受けたわけですが、許可後、体調を崩し、病気となり診療所開業を断念したため、相続人も転用の計画がないため、当該権利を承継したいということでもあります。継承者は、介護事業を営んでいる●●●●●●●●●●と
いうところで、デイサービスの敷地用地として使用する予定です。
地区協議会の結果は、承認相当と決まりましたので、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありました、
ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛て
にあったので、審議を求めます。
提出件数は61件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数61件について、朗読し詳細に説明する。
1番 細谷町の土地 215㎡ 外4筆 計6,185㎡、農地区分は、農
地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha
未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の
案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させて
いただきます。
太陽光発電設備設置用地として転用するものです。
2番 細谷町の土地 748㎡、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置
用地として転用するものです。
3番 古戸町の土地 601㎡の内0.31㎡、農地区分は、「今後長期にわ

たり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

4番 古戸町の土地 406 m²の内 0.23 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

5番 古戸町の土地 334 m²の内 0.21 m² 外3筆 計 1,368 m²の内 0.88 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

6番 古戸町の土地 215 m²の内 0.13 m² 外3筆 計 1,439 m²の内 0.35 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

7番 古戸町の土地 739 m²の内 0.43 m² 外2筆 計 1,884 m²の内 0.90 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

8番 古戸町の土地 481 m²の内 0.28 m² 外2筆 計 1,593 m²の内 0.78 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

9番 古戸町の土地 1,305 m²の内 0.77 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

10 番 古戸町の土地 288 m²の内 0.20 m² 外2筆 計 1,220 m²の内 0.71 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

11 番 古戸町の土地 277 m²の内 40.68 m² 外1筆 計 1,189 m²の内 41.25 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

12 番 古戸町の土地 98 m²の内 0.04 m² 外3筆 計 1,335 m²の内 0.56 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

13 番 古戸町の土地 777 m²の内 0.49 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

14 番 古戸町の土地 213 m²の内 0.08 m² 外2筆 計 1,589 m²の内 0.93 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

15 番 古戸町の土地 503 m²の内 0.18 m² 外5筆 計 2,641 m²の内 1.10 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

16 番 古戸町の土地 469 m²の内 0.29 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

17 番 古戸町の土地 283 m²の内 0.18 m²、農地区分 農用地区域内農

地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

18番 古戸町の土地 816 m²の内0.32 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

19番 古戸町の土地 304 m²の内0.14 m² 外1筆 計1,478 m²の内0.80 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

20番 古戸町の土地 176 m²の内0.09 m² 外2筆 計1,460 m²、の内0.63 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

21番 古戸町の土地 435 m²の内0.28 m² 外2筆 計1,392 m²の内0.71 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

22番 古戸町の土地 764 m²の内0.45 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

23番 古戸町の土地 721 m²の内0.46 m² 外3筆 計2,657 m²の内1.37 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として転用するものです。

24番 新道町の土地 366 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 由良町の土地 379 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

26 番 由良町の土地 4,709 m²、農地区分 第二種、露天駐車場及び廃車置場用地として転用するものです。

27 番 龍舞町の土地 1,491 m² 外1筆 計2,115 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

28 番 龍舞町の土地 372 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 龍舞町の土地 206 m² 外1筆 計392 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30 番 龍舞町の土地 321 m² 外1筆 計387 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

31 番 龍舞町の土地 312 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32 番 龍舞町の土地 424 m² 外1筆 計496 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

33 番 龍舞町の土地 616 m²、農地区分 第二種、露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

34 番 龍舞町の土地 422 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

35 番 龍舞町の土地 257 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

36 番 矢場新町の土地 500 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。

37 番 矢場新町の土地 432 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

38 番 矢場新町の土地 16 m² 外3筆 計 366 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

39 番 台之郷町の土地 209 m² 外1筆 計 2,122 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

40 番 上小林町の土地 45 m² 外2筆 計 297 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

41 番 東金井町の土地 342 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

42 番 安良岡町の土地 2,029 m² 外4筆、計 3,669 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

43 番 安良岡町の土地 563 m² 外8筆、計 2950.06 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

44 番 吉沢町の土地 761 m² 外1筆、計 810 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

45 番 只上町の土地 810 m² 外2筆、計 2,083 m²、農地区分 第二種、事務所および納整点検棟・モータープール用地として転用するものです。

46 番 只上町の土地 1,522 m² 外1筆、計 1,850 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

47 番 新野町の土地 711 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

48 番 新田赤堀町の土地 1,950 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

老人短期入所施設用地として転用するものです。

49 番 新田村田町の土地 594 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

50 番 新田反町町の土地 349 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

51 番 新田上江田町の土地 858 m²、農地区分 第二種、デイサービ

ス敷地用地として転用するものです。

52 番 新田上田中町の土地 1,508 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

53 番 新田上田中町の土地 337 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

54 番 藪塚町の土地 477 m² 外2筆、計 1,955 m²、農地区分 第二種、工場用地として転用するものです。

55 番 藪塚町の土地 35 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

56 番 藪塚町の土地 1,015 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

認知症対応型共同生活介護施設用地として転用するものです。

57 番 藪塚町の土地 300 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

58 番 藪塚町の土地 84 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

59 番 大原町の土地 410 m² 外3筆 計547 m²、農地区分 第二種、

一般住宅用地として転用するものです。

60 番 大原町の土地 403 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

61 番 大原町の土地 611 m² 外1筆 計806 m²、農地区分 第二種、介護施設用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から26番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、議案第2号番号3番から43番のうち、農地法第3条の区分地上権設定に係る案件についても併せて報告願います。

1 番 委 員

では、沢野地区からご報告いたします。

まず、1番と2番につきまして説明いたします。

まず、1番については太陽光発電設置用地、太陽光発電事業を営んでおり、近くに高い建物等はなく、日照を十分に得られる申請地を取得し、太陽光発電を行いたい。

続きまして、2番ですが、同じく太陽光発電設置用地、再生エネルギー発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということでございます。

1番につきましては、周辺農地、近隣に1軒の食堂があるんですが、その食堂にも関係者への事前説明が実施されているということで、また、片側は、南側は全部水路なんですが、北側は全て農地でありますので、特段、周辺農地にも影響はございません。

また、2番につきましては、グループホームが近くにあるんですけれども、そのグループホームの南に位置した申請地でございます、こちらも周辺農地にも支障なく、また、関係者への事前説明も実際されているということで、当地区協議会としますと、許可相当と意見決定しました。

また、続きまして、3番から23番までは、先ほど3条の関係で申請があった話でございます、営農型の太陽光発電所設置を目的とした新規の一時転用、許可申請となります。

申請者は、株式会社●●●という太陽光発電事業を営んでいる法人であります。太陽光発電設備の下部農地の営農は、茨城県つくば市に拠点を置く農業法人であります。また、下部農地でのサカキを作付する

計画となっておりますが、申請地は耕作放棄地の認定を受けているため、一時転用期間は10年間の申請ができます。

隣接地権者からの同意書が提出されていない箇所もありますが、これは3条のところではいろいろご質問があったとおりでございます。その土地に日影が生じないことが日照図面等の書類で確認できることから、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれはないことが確認を取っております。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はなく、提出されている営農計画書等も問題がないことから、一時転用期間、10年間で許可相当と意見決定いたしました。

また、議案第2号3番から43番のうちの区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電所設置を目的とした一時転用許可申請が許可されたときに伴う設定のため、これらの申請も併せて10年間で許可相当と意見決定いたしました。

以上、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番委員

24、25、26について7番が報告します。

24番は、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、生活環境のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したい。

現地を確認した結果、周りの農地に支障もないので、許可相当と決定しました。

25番についても、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を新築したい。これも周りの農地に影響ないので、許可相当と決定しました。

26番について、自動車解体を営む法人の役員であり、需要の拡大に伴い露天駐車場及び廃車置場が不足しているため、申請地を取得したいということなのですが、現地を確認した結果、三方が道路で、あと一方が農地なのですが、もう何年も耕作していない農地なので、許可相当と確認してございます。

再度ご審議のほど、よろしく願いします。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から26番及び議案第2号番号3番から43番のうち、農地法第3条の区分地上権に係る案件について報告がありました。恐縮ですが、ご意見をいただく前に、事務局からちょっと補足をお願いしたいのがあるのですが、●●●はサカキについても栽培の経験があるかどうか。それと、ほかの主要な農業委員会で特に問題になっているかどうかということも補足説明していただけますか。

- 事務局 お答えいたします。
こちらの転用事業者は、あくまでも太陽光発電事業者でありまして、サカキを栽培するのは農業法人のほうになっていますので、サカキの栽培の実績はないと考えております。
- 議長 経験がないのに、これは10年という事務局の根拠は何ですか。それを皆さんに説明してくれますか。
- 事務局 今、担当から説明があったとおり、●●●については太陽光パネルの設置事業者になりますので、下部農地で営農されるのは、先ほど3条の申請がありました●●●●●●●●●●という法人になります。こちらにつきましては、つくば市に拠点を置きまして、現在、つくば市で作業委託を受けているということなんですけれども、30haほどサカキの栽培をしているということです。また、他市で、沼津市になりますが、沼津市で営農しておりまして、営農状況も良好だという回答を得ております。以上です。
- 議長 16番委員 そういうことではありますが、ご意見、ご質問等ございますか。
ちょっとお伺いしたいんですが、営農型太陽光の関係で、隣接者の同意書がないというふうな話がありましたけれども、同意がなくても営農条件に支障はないというふうな解釈でいいわけですか。
- 事務局 お答えいたします。
こちらの案件に関して、同意書をいただいていない申請地には、夏至、冬至、あと春、秋の日照図を頂いておりまして、その中で一年中、日照が、日陰ができない、同意書をもらえない、土地に日陰ができないことが書類等で確認ができていますので、周辺の方々の同意書がなくても、その周辺の方に営農上、問題がないというところで許可は可能と考えております。
- 16番委員 そうすると、考え方を変わると、同意書が必要ないということですね。申請地に影響がないということは、同意書を添付する必要はない条件だという解釈でいいわけですね。
- 事務局 必須の書類ではありません。
- 16番委員 了解です。
- 18番委員 今、必須の書類ではないということですけども、環境省から営農型太陽光、あるいは太陽光の項目を後で見てくれる？
要するに、営農型太陽光は再生エネルギーで重要なエネルギー源だと書いてあるんですけども、これは農業委員会の場合は、周辺の営農に支障を来さないという大きな法律上の目的があるんですよ。ただ、周りに住宅だとか民家があった場合には、これは地域との共生と言っ

ているんですよ。そこなんです。地域との共生ということになると、周りの住民に後で問題が出た場合に誰が対応するのかということですよ。だから、私の案件もありますけれども、何かあったときにその矛先が、例えば毛里田の場合、これは18番委員が見たんだと、これは責任があるんですよ。

だから、その辺で農業委員会とすれば、営農条件も去ることながら、ただ、太田市の農業委員会は書類が整って、その辺が確認できていればいいということではなくて、やはり地域の周辺の住民があれば同意は必要ですよ。それはびしっとしてやらなければ、農業委員会としての、後で何かあったときにどこでやるんですか、環境対策課がやるとか、そういう問題ではないですよ。

だから、その辺は、今、16番委員さんも言ったように、周辺住民の同意はなくてもいいんだと、それはちょっと間違いだと私は思います。ほかの人の意見を聞いてください。これは農業委員として、やっぱり高い知識と認識をもとに法令に基づいて、イコールそういう環境問題、それもやっぱり協議する必要があるんだと思います。そういうことで、私は、地域の住民の同意がなくてもいいんだということは、ちょっと納得はいきません。以上です。

16 番 委 員

今、18番委員さんの言ったように、それと関連する内容だと思うんですけども、要するに営農型太陽光の支柱というのは大体4メートル近くありますから、当然、日照、日影の問題が出てくるわけなんです。これについて、都市計画法のいう用途区分については、例えば建物の高さが何mとかという制限があるんですけども、この太陽光の関係についての制限はないんですね。あとは、日影になっている状態があった場合に、耕作放棄地であれば何の問題もないと、これもちょっと理論が成り立たないと思うんです。農地である以上、やはり将来的には、誰が、いつ、何を作るか分からないですから、そのときの日照に影響があるとすれば、それも考慮した中で、今現在も許可条件の中に考える必要があると思うんですね。

だから、今、耕作放棄地というのは非常に増えていますが、それもやはり一つの農地だという考え方の中で、日影問題というのを再度見直した中で、許可条件の中に取り入れてもらったほうがいいと思います。

というのは、私が先ほど説明した案件についても、日照問題というのは受ける側の影響によって、いや、私ならそれはいいですよ、いや、私は作る可能性があるから1mでも駄目だといった、判断が非常に違っ

てくると思うんですね。先ほどの話に戻してしまっただけで申し訳ないんですが、保留にしたのは、双方で話し合ってもらう時間を持ってもらったわけです。

ですから、そういうお互いの考え方が人によって変わってきますけれども、ある程度妥協点を見詰めた中で、将来、何の遺恨も残らないような方法を取るべきだと思いますので、今の同意書の問題についても、やはりもっと慎重に取り扱う必要があるかと思いますが、そんな提言をさせていただきたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。それ以外の方、ご意見はありますか。

議 長
17 番 委員

今、条件のあるかという中で、日影の話は事務局のほうからあったんですが、農作物は影ばかりではなくて、逆に照り返して障害も出るんですね。日影関係のあれは影ばかりではなくて、日当たりの条件がありますね。そうしますと、日影になるから駄目だとか、日影じゃないからいいやというのは、今、16 番委員もそうだし、18 番委員もいろいろおっしゃるように、やっぱり周りの方々の意見を聞いておかないと、これは条件が非常に難しいので、少なくとも隣の人がいいよと言ったよというぐらいのことは最低必要だと思いますよね。今、どういう条件で差戻しをしているかよく分かりませんが、そこら辺は相当の検討の余地があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長
5 番 委員

ありがとうございます。それ以外にありますか。

太陽光の問題ではないんですけども、私もこの後、報告があるんですけども、皆さん、同意の問題はやっぱり言っていますよね。私も今回、この問題で次に報告するんですけども、やはり隣地の確認はしました。だけれども、申請書類には同意書を添付するという義務はないそうです。そこで、申し訳ないんですけども、地権者の意見は通らない。もし何か被害があったときにどうするんですかと。当然、地権者の方は言うと思いますよ。要するに、申請者の方が注意する。しかしながら、その人がやらないときにはそれで終わり。農業委員会の結果が、言っただけで申し訳ないんですけども、基本的には指導するけれども、それ以上のことはできない。

要するに、評価したほうは、農業委員会には関係ない。今後、その問題になるのはどこですか、環境対策課です。環境対策課も当然、指導しますよ。だけれども、指導しても申請者がやらない場合、極端な話、それで終わりだそうです。この後、私の案件もあるんですけども、それを含めて報告させてもらうんですけども、やはり添付義務がなくても、要するに隣地の人の農地がそこにあるわけだから、言いたくはないんだ

けれども、その確認ぐらいはする義務があると思うんですよ。我々も責任がないので、書類の添付はないにしても確認だけはしてもらって、そうでないと、申請書類がそろっているからって許可ということは、我々現地を見る人は要らないんだ、見たってしょうがないということ。現地がどうであろうが、申請書類が許可条件にのっとっていけばオーケー、そうすると、今後、我々は報告の仕方も変わってくると思うんですよ。

農地を我々に守ってくださいますと言うのであれば、やはり隣地の同意、書類は当然必要なんだろうけれども、確認ぐらいはして承諾してもらわないと、責任を持っていきようがないと思うんです。多分この後、関連で私も報告することがあるんですけども、総合的に見て、やはり同意は必要だと思います。

議 長
1 番 委 員

それ以外にありますか。

ちょっとよろしいですか。私のほうの地元の関連のところを言うんですが、この同意されていないという方が私のうちに来まして、この件でいろいろな不平不満を言いまして、私一人ではなかなか対応できないので、事務局のほうへ一緒に伺いまして、いろいろとお話をした経緯があります。

ここに書類の中に理由書、要するに太陽光発電を設置する●●●の会社のほうの事務所なんですけど、これを見ると、私が一緒に来て、いろいろと話を聞いたようなことが会社の理由書として、ここに出ているんですね。

その理由書、先ほどの日照の当時の日影図ですか、その辺を出してくれという話から、また次に違う書類を出してくれと、次々にいろいろな書類を出してくれというふうな、そうした方なんです。我々地元の人間とすると、その人にどうしても同意を得たいのは当然なんですけれども、ここに出ている理由書とか、あるいは、この後に隣接者の同意がなくても許可ができる根拠、書類が必要と出ているんですね。

そういったものを見ると、私も同意が必要かとは思いますが、今回の場合、地元の地権者等もほとんど全員というか、1人反対している人がいるんですけど、そのほかはみんな賛成に回って、できればそういう方法で進めたいというような話は聞いています。そういったことを報告して、それで最終的な判断は皆さん方にお任せしたいと思います。同意を得られない案件というのは、●●●の番号は何番なんですか。

議 長

(中断)

すみません、今の状況を事務局と農業委員のほうからお話をお聞きしました。前提は、関係する隣り合う方のご了解は得ていただくということは原則いいんですが、今回の場合は、日照権とか、あるいは先ほど5番委員さんが言われたこととか、いろいろ調べた結果、影響はないと。なおかつ、それは事業者からも隣地の方にご説明し、事務局も説明をしていると。たまたま今回の計画以前に隣接の所有者が別の事業をお考えになっていたこともあって、今回の事業の影響はないということは知りつつも、判子は押したくない、こういうことなんです。ですから、手続的には隣の方への説明、その事業の影響がないということも資料によって説明されているんです。

また、非常に難しいのは、プロジェクトを進めるときに、ただ一人同意をしない場合どうするかというのは確かにあるんですが、隣接した人に対して影響がないということが書類とか、あるいは関係者によってある程度証明できるのであれば、現在の農地法のルールからしますと、隣地の方が農地への影響がないにもかかわらず、同意をしないということはいかなるものかなというふうに考えます。

ですから、例えば日照権がかぶるとか、そのうちに影響するとかということであれば別なんですけど、例えば100坪、一反の中で真ん中に何かプロジェクトをつくると、両端のほうというのは結構距離が、実は日照りや何かの影響はないんですけども、ただ、隣につくられるのは嫌だといったところまで我々が規制する必要があるかどうかというところにも関係するわけです。

ですから、今回の場合は、皆さんの言われるご趣旨はまさにごもつとも、直接関係する隣の方の了解を取るとするのは当然の話だと思っておりますが、今回は事業者ないし事務局、さらに事業者がアポイントを取ろうにも全然アポイントが取れない、説明を受け付けないという状況で、なおかつ、それが農地に影響がないにもかかわらずということであれば、農地法上の建前からすると許可せざるを得ないというふうに思いますが、皆さん、どうでしょうか。

16 番 委 員

今、会長がおっしゃったとおりだと思うんですね。例えば同じものであっても、その影響を受ける度合いが、人によって解釈が違う。人によっては、意地悪の中で同意書ができないという考え方もあるでしょうから、そこのところで一番肝心なのは、裁断を下す農業委員会、もっと細かく言えば、農業委員が客観的に判断をして、これはどこまで我慢できるというか、対応できるというか、ある程度の判断材料として、委員が直接見て、それで判断する必要があると思うんですね。お互い

だけでは、恐らく押し問答で話が見つからないときがある。それで話がついちゃえばいいんですよ。つかないのは大いにあると思うので、そのところは、最終的にはやっぱり農業委員が客観的に物事を判断して、このくらいならお互いに我慢しましょうというその提案をする必要はあるかと思えますね。そうでないと、解決できない問題も出てくると思えます。

中には、先ほど言ったように、嫌がらせで嫌だ嫌だという人もいるでしょうし、それは何の支障もないんですよという判断が下されるとすれば、農業委員がそれなりの指導を発揮せざるを得ないのではないかなと思いますので、ちょっと理想論かもしれませんが、そういうふうな考え方も必要だと思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

17 番 委 員

今、会長さんがおっしゃることはそういうこともあるんだと思いますけれども、やはり判断をする、ここでいいですか、許可しますかという手を挙げるか、挙げないかというガイドラインというのがあると、我々は、今日言われたことは、私は特に認知症が激しいからでしょうけれども、1日過ぎると忘れちゃうんですよ。

そういうところで、一定の何かガイドライン的なものがあるといいなと。漠然と今考えるのに、20%の人が反対は大体おおむねいいんじゃないのとか、いや、20%あるとちょっと問題だよねとか、1%はもうネグレクトするんだとか、そういう数字で割り切れないんでしょうけれども、例えば都市計画法でいう日影だけの問題ではなくて、やっぱり日照の関係だって農業については大変重要なテーマですから、そこら辺のガイドライン的なものを事務局のほうで何か考えられるというのはいかがなんでしょうか。

議 長

まさにそれはそういうこともあるかと思うんですけども、最終的には、今、16番委員が言われていたように、担当する農業委員、あるいは最適化推進委員が客観的に問題ないということを尊重したいと思っています。その理由は、実はそれ以外の方々はなかなか現場を見られないものですから、自分の頭でのイメージしかないので、その採決というよりも、先ほど18番委員も言われたように、直接の当事者、担当の農業委員、あるいは最適化推進委員の意見を尊重した上で判断をさせていただくのが一番いいかなと思っています。いかがでしょうか。

18 番 委 員

17番委員の意見について、意見がなかったので申し上げますけれども、17番委員は、実は●●会長のときに太陽光の問題で、特に強戸地区な

17 番 委 員

んかは傾斜地につくったので、土壌の流出だとか、崩れだとか、そういうのでつくりましたよね、そういう項目を。それは17番委員のような新しい人は、私は2期目なんですけれども、知らないよ、チェック項目、配っていないでしょう。それはやっぱり事務局としてやると。

18 番 委 員

ガイドラインですね。

そうです。今、ガイドラインはできていないからと言ったから、それは知らないから、そういう質問があったので、これはちょっとまずいことなので、やっぱり持っていない人はちゃんと配付しておく、共有の意識を持っていただく、そういう中で現場が対応する、その辺はやっぱりちゃんとしたほうがいいと思いますよ。

議 長

分かりました。この案件については、取りあえず、第1地区の農業委員の方のご判断が多分あった上で了解していると思うんですが、恐縮ですが、再度その説明をお願いできますか。それについて皆さんのご意見を頂戴する。最終的には、繰り返しますが、どこでその線を切るかというのは非常に難しいんですが、今回の場合は、どちらかという、距離的にも大分離れている、あるいは当事者の意識が先行しているということがありまして、隣については問題なかろうと思いますので、直接の当事者である農業委員の方の判断を私は尊重したいと思っております。

1 番 委 員

では、すみません、もう一言、よろしく願いいたします。

では、大変難しい説明というか、判断を迫られたような気がするんですが、いずれにしても、当地区協議会では許可相当というふうに意見決定はしました。ただ、ここでいろいろな意見が出まして、確かに私も思うんですが、地権者の同意がないとちょっと問題かなというようなことはあります。

ただ、古戸地区というんですが、ここの場所的な地権者、21名いるんですけれども、それで2万5,000㎡ぐらいの広大な土地なんですけど、ここはどうにもならない状況になっているわけです。そういった土地で、先ほどの同意を得られない方が日照の問題とか、あるいは将来、私はここで開墾して農業をやりたいんだなんて、現実的にちょっと夢みたいな感じもするんですね。それなら、今、同意して、ここをきれいに太陽光発電でやったほうがいいんじゃないかというのは地元の地権者の方もみんなそう思っていると思うんです。

ただ、また私が煮え切らないことの判断を迫られるので、あくまでもここでの挙手によって判断していただきたいというふうに私は思います。以上です。

議 長 そこは今回の同意をしないという理由は、担当農業委員から見て不合理だということによろしいですか。単に周りの人が開発をしたいからいいんじゃないかという判断だと、これはちょっと申し訳ないんですが、ルール上、そこでいいか、悪いかということではなくて、まさに隣り合う人が今回の日照とか何かの関係で影響がないにもかかわらず、反対をしていると農業委員の方が判断をするかどうかです。そこが一つのポイントだと私は思っています、それはどういうふうにお考えですか。

1 番 委 員 私は、農業委員会のほうに本人さんと一緒に窓口でいろんな話を聞いたんですが、私の感覚から言えば、ちょっと無理難題を言っているのではないかなというような気持ちはあります。

議 長 分かりました。事務局の意見も言ってください。現地を調査した結果、事務局としても同じような意見を持っておられるかどうか。

事 務 局 今、現地確認をした結果ということなんですけれども、この同意書に判子を押していただけない方の申請地は、実際は木が生い茂っているような状態です。事務局としては、日影ができないことが書類上から確認できていますので、今回の案件に関しては、その方の同意書、判子が押されていない場合でも、今回の案件に関して許可基準に照らし合わせれば、許可相当と考えております。

議 長 事務局は、その地権者に対して、そういう状況をちゃんと説明してあるということですかね。その隣接する人に対してしていないのですか。

事 務 局 今回に関しては、私たちのほうから、同意書に判子を押していただけない方に……。

議 長 いやいや、同意をしているかどうか以前に、現在、影響しませんよというデータがあったわけですね。それをきちっと隣接の反対をしている人に対して、資料をもって説明をしたかどうか、そういうことの確認ですけれども。

事 務 局 私たちのほうからはしました。

議 長 説明をしたということですね。

事 務 局 はい。

議 長 以上のような状況です。それで、特段ご意見、ご質問等ありますか。

3 番 委 員 ●●会長のときに、私は太陽光で同意をもらうのに反対したんです。新しいことをするのに、全員やるということはなかなか難しいんですよ。隣に蔵が建てば腹が立つという心理がありまして、21 人もいれば反対のための反対をしている。では、新しい事業をする人の立場も考える、農家だからと既得権だけを考えてやったら、世の中進歩しない

わけですよ。

では、北側のところには日照権でお金を払いますとか、私の場合は北側のところの人に10年間分の金を先払いして、判子をもらいました。それで1年半もかかったんですよ。それで私が申請したときは同意書は要らなかったんですけども、事務局はなぜか知らない、道路を隔てて、水路があって、その隣のうちまで判子をもらってくれと、そのときはルールが何もなかったので、事務局は物すごく過大な要求を私にしたんですよ。だって、4m道路があって、水路が、3m道路があって、それも私のところは西側ですよ。東から太陽がここで、西日のときはほとんど関係ないと思うけれども、判子をもらってくださいということで、南のうちにも判子をもらってくれと。どういうふうに影響があるので。

農業委員会というのは、要するに既得権、日本の一番悪いところの経済発展しないのはこのところだと思って、私はあのときも●●会長のときに物すごく反対したんです。同意なんてなったら仕事ができないよ。結局、今と同じようなことが出ちゃっているわけですよ。そのところを皆さん、やっぱり太陽光をやろうとしても、国は再生エネルギーをやれと、そのところを調和してもらわなければ、農家の自分たちの理由だけを言っていてはちょっとまずいと思う。勝手な意見で、すみません。

16 番 委 員

この議論については、要するに見方、場所によって、環境によってみんな違ってくると思いますので、今、1番委員さんから聞いた状況ですと、やっぱり地域の状況、その地域の特色があると思うんですね。そういう中で見た中で、やはり同意が必要であるか、ないかというのは、一番単刀直入に見た農業委員さんが、先ほども言いましたように客観的に判断をして、いいというふうな判断を下したから、私はもうこれはこれでいいと思います。

次からは、今度は地域計画がいろいろ問題になってきますから、またその調査機関といいますか、審議機関が1つ増えるわけですから、逆に返せば農業委員会の度合いも幾らか下がってきますから、全体、連帯責任で判断ができることになると思いますので、そういうところに期待しながら、今回は、私は1番委員のおっしゃるとおりで、客観的な判断をされたというふうな判断を下したいので、賛成をしたいと思いますので、よろしくというか、私が言ったらおかしいかもしれませんが、そういう判断をしたいと思います。

3番委員が言ったのも、それこそ今の話で、日本の経済に逆行するよ

- うな施策になっているような、判断が同じような感じがするんですが、そのときはそのときで、そういうことも論点としてあったのかなという非常に参考になる意見で、ありがとうございました。今後もいろんな意味で、みんなで気をつけていきましょう。そういうことで一つ、余計なことまで申し上げましたけれども、言わせてもらいます。
- 議長 それでは、26番はちょっと事務局に聞きたいことがあるので、1番から25番までは特段問題がないということによろしいですかね。
- 委員 (異議なしの声あり)
- 議長 後で再度聞きますが、26番は事務局からちょっと説明をしてほしいんですが、露天駐車場や何かは規制が厳しくなりましたよね。例えば代替地があるのかとか、合理性があるのか、これはどういう形で審査をしたか、皆さんにご説明いただけますか。
- 事務局 今回の露天駐車場は、隣接地に既存の法人の資材置場、また、社屋がありますので、場所としての選定理由としては、隣接地には問題ないと思います。
- 議長 分かりました。
 それでは、番号1番から26番及び議案第2号番号3番から43番のうち、農地法第3条の区分地上権設定に係る案件を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から26番及び議案第2号番号3番から43番のうち、農地法第3条の区分地上権設定に係る案件を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号27番から46番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号45番について、18番委員は議事に参与することができませんので、番号27番から44番について報告願います。
- 2番委員 27番から35番を説明します。
 まず初めに、27番は場所が龍舞町で、栃木県足利市の●●●●●●●●が、蓄電池を設置する用地として取得したいということであります。申請理由は、再生可能エネルギー発電事業を営んでおり、既存の送電線があり、県道に近いこの土地を取得し、蓄電池を設置したいというものであります。蓄電池というのが16台、1994キロワットで、それと

キュービクル1基、名前だけで何も分からないんですけども、こういうものを設置したいということでもあります。

現地を確認したところ、周辺農地はありますけれども、あまり問題はないと判断いたしました。

そして、次に28番は、先ほど3号の3番で、自分の子どもにうちをつくるために申請したところ、自分の住宅用地に畑があったということで、是正したいということでありました。その隣に子どものうちを建てるとということで、父より借り受け自己の住宅を新築したいということでもあります。

これも現地を確認したところ、周辺農地に問題はありませんでした。

あと、29、30、31、32番もみんなアパートに住んでおって、申請理由が借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでもあります。

これも現地を確認したところ、周りは既存集落で、住宅が建てられて、周辺農地に問題はありませんでした。

次に、33番は、転用目的が露天駐車場、資材置場ということでもあります。場所は休泊行政センターの南側でありまして、金属加工業を営んでおって、駐車場、資材置場が不足しているため、申請地を取得し、駐車場、資材置場として利用したいという申請理由であります。これも畑の状態でありまして、そのまま整地、転圧したのみで使用したいということでもあります。これも周辺農地は問題ありませんでした。

次に、34番、35番も借家に住んでおり、お金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでもあります。

34番は、1月に許可をいただいた隣でありまして、現地確認したところ、何ら問題はありませんでした。

35番もまた同じで借家に住んでおって、これも申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでありまして、売主はお金を生活費に使いたいというようなことでありました。以上です。

36番から40番まで報告いたします。

36番は借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得して自己の住宅を新築したい。

37番は、36番の隣で、近隣で接骨院を営んでおり、患者が増えたため、駐車場が不足しているので、申請地を借り受け、駐車場として利用したい。

38番は、借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得して自己の住宅を新築したい。

13番委員

39番は、今ちょっと話に出ていたんですが、再エネ事業で事業を営んでおり、立地条件のよい申請地を取得して太陽光発電を行いたい。周辺の住民の方には個別説明もしております。それで、迷惑をかけないという誓約書も添付してありますので、万が一、何か起きたときには申請人が責任を持って問題解決するということが書かれてありますので、問題はないかなと思います。

40番は、先月、申請が出たところの隣なので、問題はないと思います。現地を確認したところ、周辺への支障もないので、当協議会は許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、お願いします。

3番委員

41、42、43番を報告します。

41番はもう分譲地になっていまして、最後の分譲地で、周辺農地への影響はないので、許可相当と意見決定しました。

42、43番は太陽光発電をするところなんですけれども、こちらの畑には2m道路ぐらいしかなくて、特に安良岡周辺は耕作放棄地がかなり多くなっていまして、半分くらいは耕作放棄地になっているので、太陽光をやってもらえるとありがたいなという感じだと思います。

ほとんど住宅が点在している場所なので、太陽光ができて影響はないと思いますので、許可相当と意見決定しました。以上です。

18番委員

それでは、44番を説明いたします。

太陽光発電用地として申請が出されております。周辺への影響も、営農に対する影響はありません。さらに、周辺の民家が北と西にあるんですけれども、そんなに大きな影響はないということで、許可基準から見た判断、全て問題なしということで、これは許可相当として地区協議会で決定しましたので、再度協議をお願いいたします。以上です。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号27番から44番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号27番から44番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号27番から44番を許可とすることに決定します。

それでは、恐縮ですが、18番委員は退室願います。

(18番委員 退出)

- 議 長 続いて、番号45番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 代理で報告します。
議案第4号1番で説明したとおり、当初から申請地を含めて計画していたが、なかなか土地が契約にならなかったんですけれども、今回、契約になったため、申請をするということです。
基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地にも影響ないので、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をよろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号45番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号45番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号45番を許可とすることに決定いたします。18番委員は入室してください。
(18番委員 入室)
- 議 長 続いて、番号46番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 46番を説明いたします。
この案件についても太陽光発電の設置用地ということで出ております。この譲受人の会社は、今回の案件の中では、15ページの5番、さらには27ページの27番、30ページの39番、33ページの52番、こういう案件でこの会社は出ていますけれども、案件を出すたびに、会社の代表は同じなんだけれども、会社の名前が違うんだよな。こういう会社は信用していいのかというのは、私はちょっと疑問なんですよ。
申請地の状況は、北、南、西側は農地で、東側は市道を挟んで住宅となっております。周辺農地への支障はありません。さらに、許可基準から見た判断についても問題はなしと。
ただ、総合的な判断は、1月30日に地区の農業委員と最適化推進委員で現場を見ましたけれども、周辺住民への説明が書かれておりません

でした。書類上、着工前に周辺関係者への事業説明を行うという趣旨なので、許可が出てから周辺住民への説明、これは駄目だと。私は、この時点で事務局のほうに電話をしまして、今日の会議までに書面がもらえれば許可相当、そうでなければ許可しませんよということで、今回、書面が出てきました。したがって、確認済みということで許可相当。地区協議会では、これが確認できなければ保留にしますということだったんだけど、今日、書類が出てきましたので、許可相当として判断して、一応伝えておきます。以上です。

- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号46番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号46番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号46番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号47番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 47番について報告します。
当地区協議会で調査した結果、譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得して露天の資材置場として申請がありましたが、現地を確認したところ、周辺の農地は申請地と同じ高さの農地で、南側の道路より低く、雨が降ると資材置場から隣接地の作物に害のある水が流れたり、浸透する可能性があります。農業委員会の見解で、農地法の許可基準を満たしている申請に対しては許可をしなくてはならないという指導を受けました。よって、許可後、周辺の農地に支障があった場合は改善するという念書を添付してもらい、許可相当と意見決定いたしました。
- 議 長 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 申し訳ないんだけど、もう1回、最後のところを言ってもらえるかな。
- 5番委員 私は現地で隣地の人にも確認しました。やはり支障のあるものは困ると。事務局ともよく相談しました。本来であれば、私はこれは不許可に

したいんだけど、やはり農地法の申請の、要するに満たしているものに関しては許可しなくてはならないという指導を受けました。その中において、先ほども言ったけれども、多分、隣地の同意の添付もなくてもよいと。それで、先ほど話をしましたけれども、もし被害があったときにはどうするんですかと。当然、申請人が処理をすると。ただ、農業委員会は指導することができるけれども、許可後は要するに農業委員会から手が離れると。そういう中において、では、今後どうするんですかと、もしあったときには要するに環境対策課だと。環境対策課が指導するけれども、本人がやらないときは駄目だと。

しかしながら、許可基準にのっとっているものに関しては許可をしなくてはならないという指導を受けたのであって、これを不許可にすると、もし裁判をやられたときに負ける可能性がある。そこまで私も責任を取れないので、私の個人的な考え方とすると、農業委員として、やはり周りの農地に支障があるものに関しては議論する必要があるんだけど、ただ、申請の許可基準にのっとっているものは申請を受けなくてはならない、許可しなくてはならないと。はっきり言って、私もちょっと疑問なんです。ということは、今後、要するに農業委員会が申請許可を受けたということは、普通にいくと基本は許可なんです。そうすると、我々委員の方は何をもって、現地で調査をして、報告していいのか分からない。

このチェックリストも同じなんですけれども、適当と保留とその他しかないんです。本来でいくと、そこに不適當がなくてはならない。多分、それによって備考欄がつくわけですよ。だから、私もちょっと考えがおぼつかないんだけど、そういう中で、申請書類が適当の場合には許可をしなくてはならないとなると、結局、念書なり、理由書をつけて報告するしかないと私は判断しました。

議長 それは地区協議会の結論は、今のこれはオーケーと、こういうことでしょうか。

5番委員 はい。

議長 念のため、事務局、特に露天駐車場は扱いが厳しくなっているはずなんですけれども、ちょっと補足の説明をお願いしますか。

事務局 今、担当委員から、周辺農地へ支障が生じるおそれがあるということで、雨水の流出等の懸念があるという報告がありました。計画では、ブロックを3段積みにしまして、ネットフェンス1.2mを設置して、周辺農地へ雨水等の流出がないように被害防除をする計画になっております。

事務局としましては、被害防除されておりますので、特段、周辺農地への雨水等の流出の心配はないというふうに考えております。また、先ほど会長から指摘がありましたとおり、駐車場ですとか資材置場、露天物につきましては、本年度より許可条件に工事完了後の完了報告と併せまして、その後、3年間、6か月ごとに利用状況報告の提出を条件として求めておりますので、その報告の中で現地等の確認をさせていただいて、不適切な利用がされているようであれば、事務局のほうから指導なりということをしていきたいと考えております。

議 長

ただいま、第3地区協議会より番号47番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員

今、5番委員から話があったけれども、これはやっぱり地元の農業委員からすれば、周辺農地の営農に支障を来すことが懸念される、あるいは支障があるのは決まっていますよとか、懸念される場合は地区協議会で慎重に審議をしていただいて、最終的には許可になれば農業委員会から外れるということなんだけれども、この書類が残りますからね。誰が見たんだという責任があるんですよ。だから、私もやっぱり自分のところであって、会長には一応言っているんですけども、これは責任があるんです。

だから、やはり地区協議会で十分協議して、今みたいに念書を最低でも取っておくと。後でやったときに、こういうことが言っているじゃないかと、それと、そのところに担当の農業委員さんの名前も出ているので、それだけのことをやったんだと、この辺はやっぱり残していくべきだと思いますので、5番委員の考えはやっぱり私も同感ですよ。ただ、事務局のほうで、これは許可になると農業委員会から離れますよと。では、これは誰の問題になるのかといたら環境対策課、この考えはちょっとまずいですよ。やっぱりそこは最後まで農業委員会として事務局は責任を持って、何かあったときは対応する、やっぱりその辺の気構えがほしいですね。以上です。

12番委員

今の案件なんですけど、たまたま藪塚は私の地区で、資材置場ということで作りました。一応その隣の土地には雨水の行かないような対策で、土手をちゃんとしたものを造ってあったんです。だけれども、その前の畑には行かないで、その前の畑に、雨水が高いところから低いところに行きますので、道路を伝わって、その前の南の畑に行ったんですね。だから、駐車場の前の南側の土地は全然大丈夫なんですけど、その2枚目の南側の土地に雨水が入り込んで、ここのところはもう耕作ができないんだよということちょっと相談がありまして、一応農業

委員会の事務局さんにも話をし、それで環境対策課のほうにご連絡してくれたわけなんです。

だから、本当に冗談抜きで、雨水対策をそこでしたからいいんじゃないかと、地形はどうしても高さ、低いところに水は流れていきますので、そこら辺の対策というのは農業委員会だけでは絶対できないというのが身にしみまして、取りあえず、どういうふうにすればいいんだろうというのは、道路を造って、雨水の排水路を造らなければどうにも処置のしようがないというのは、農業委員会とか、個人のあれではできませんので、その対策というのはどんなものでしょうか、ちょっとクエスチョンで投げかけておきたいと思います。お願いいたします。

5 番 委 員

農業委員会自体は、今話があったように、被害を受けたときに、あるいは、そういう工事方法を指導できるんですか。多分できないよね。指導方法的なものは、

議 長

今回の案件に。

5 番 委 員

さっき 12 番委員が言ったように、要するに害が出たときに、たまった水を、結局、許可した以上、どこが責任を負うかは別として、だから、この申請が上がったときに、もしそういう被害が起きたときに、今言ったように 3 年間は今後検討すると、調査して、指導する。そうなったときに、それを処理するのに、こういう形で工事をしてくださいという依頼はできますか。それができないと、結局、対応にはならない。処理方法、そこを確認。ただ指導するだけではなくて、そこまでのものができるのか、できないのか。できれば多分改善できるんだけど、それができないということになると、あくまでも指導だけで終わるよ。その辺をちょっと確認して。

事 務 局

周辺農地に支障が出ているようであれば、そこは農業委員会として指導ができるというふうに考えています。

5 番 委 員

では、工事費がかかろうが指導はできるということなの。やる、やらないは相手次第だけれども。

事 務 局

そのとおりです。

18 番 委 員

会長、長くなって悪いけれども、さっき 12 番委員が一応言って、そういう事案がありましたよと。そうしたら、環境対策課へ連絡した。申請のチェック項目の中に契約書、あるいは申合せ書を担当者がちゃんと書いて、何かあった場合は買った人が責任を持ってやることというのを明示することです。そのために農業委員会で審議をしているんです。それがあれば、これは 10 年間の間もつんですよね。10 年以上はしようがないな。だから、こういう書類を取っておかないと何も言え

事務局

ない。ここに書いてあるじゃない、そういうことで。

では、私のほうから。5番委員からご指摘がありました。その中で、こちらとしましても、確かにおっしゃっていることはよく分かりますので、代理人を通して、この会社との間で申請書の中に、今、18番委員が指摘した内容を記載させていただきました。差替えて、それで保存するという形で、念書を取ってやったということでございますが、よろしくをお願いします。

あと、12番委員からありました話なんですけど、道路、今のお話は、うちの●●●がお話ししたとおり、周辺農地に影響が出れば、原因になった場所に対しては当然こちらから指導すると。ただ、やるか、やらないかといえはそれまでですが、そういうことはさせていただきます。根本的な話をすると、やはり排水がないというのが一番なので、そうなると、どうしても陳情という形になるんですね。陳情していただいて、予算をつけて道路を拡幅して側溝をつける、そして排水路を確保するというような形が一番いいかと思えます。ですから、この辺になると、1件の問題ではなくて、地区の問題になってしまうので、区長さんを中心にして、例えば、べたな答えになってしまうんですけども、陳情していただいて、それで対応、あとは市議会で判断してもらおう。農業委員会では、どうしても農地法上のことしかできませんので、申し訳ないですが、それだけのご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長

それ以外にありますか。

今、18番委員からご指摘があった申請書類、書いてあるか、ないかは、大体全て影響を与えないということが書いてあるんです。大体申請書には全て書いてあるんですが、それを実行するかどうかというのはまさに担保されない。

一般的に申請者というのは、許可を得ればそれでおしまいという通例がありますから、農地法がある程度、滲みだしのところで、許される範囲で、極力事前に改善をしておくというのが一番安全策だというふうに感じます。ただ、あまりやり過ぎると、またどこまでやるんだという話があるから、そこはそのときの案件を見てやらざるを得ないと思いますけれども、そういう感じだと思います。

それでは、本件について、ご意見、ご質問等なければ、採決いたします。

番号47番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議長 全員賛成でありますので、番号 47 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 48 番から 53 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15 番 委員 48 番をご報告いたします。
これは老人短期入所施設を建築するための転用の案件であります。介護事業を営んでおり、協力病院に近い申請地を取得し、老人短期入所施設を建築したいというところで、約 2 反歩の長方形の畑であります、一方が住宅、二方が道路、一方が畑ということで、やや荒れた畑が隣接しております、当該の土地はきれいに整地されておりました。これも何ら問題ないと考えておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。
- 9 番 委員 続きまして、49 番を報告いたします。
許可基準チェックリストにより現地を確認したところ、宅地に隣接しており、周辺に一部農地もありますけれども、耕作に支障のないものであり問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
続きまして、50 番につきましても、チェックリストにより現地確認をしたところ、祖母より土地の贈与を受け、自己の住宅を建てたいとのことで、周辺は宅地と、現状は更地か、もしくは休耕地かなと思えますけれども、表現とすると、土地の表示につきましても畑となっておりますが、現状は更地、もしくは休耕地ということであり、耕作等には支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 10 番 委員 続きまして、51 番、52 番、53 番について、地区協議会の結果を報告します。
51 番は、介護事業を営んでおり、デイサービス用地として申請地を取得するものです。
52 番は、北関東、千葉、埼玉などで太陽光発電設備を設置、運営している会社で、先ほどの 27 番の案件と同じ業者であります。申請地に蓄電池とキュービクルを設置したいということです。
53 番は、一般住宅用地として、おじより土地を借り受け、自己の住宅を新築するという案件です。
現地を確認した結果、チェックリスト上も問題はないため、当地区協

議会では許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。以上です。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号48番から53番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号48番から53番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号48番から53番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号54番から61番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 54、55番をお伝えします。

54番の案件は、譲受人は申請地を取得して、研究施設をつくりたいということです。この会社は地質調査や遺跡調査などを行っている会社で、今のところは交通の便が悪いということで、取得して研究施設を建てる模様です。

また、55番は、以前に露天駐車場として取得した土地の角地35㎡をプラスして申請し、駐車場として利用したいということです。これは誓約書もつけて申請が来ております。

第6地区としては、許可相当と意見決定しましたので、再度のご審議をよろしくお願いいいたします。

17番委員 56番、57番、58番について、ご報告申し上げます。

56番ですが、転用の目的ですが、転用目的欄、施設の概要欄に記載されておりますとおり、認知症グループホームを建築するというものでございます。当該地の周辺状況ですけれども、北側が防災調整池になっております。西側は分譲住宅が既に建築中でございます。南側は市道に接し、一部、東側が農地に接するという状況にあります。

現地を確認しましたところ、周辺農地への支障も特にないということから、許可相当と意見決定したところでございます。

続きまして、57番ですが、57番と58番は、備考欄に記載がありますように、申請人は同一人であり、関連する案件でございます。

57番ですが、母親名義の農地に農地法の許可を得ずにカーポートを設

置し、駐車場として使用していたため、これを是正し、かつ使用貸借するということでございます。

周辺農地への支障も特にありませんので、許可相当と意見決定したところでございます。

58 番でございますが、申請人の自宅に隣接する他人の農地を一部通路として、農地法の許可を受けず使用していたため、当該地を買収し、始末書を添付し、是正するものでございます。

上記、57 番と同様、許可相当と意見決定したところでございます。

よろしく申し上げます。以上です。

12 番 委員

59 番、60 番、61 番について報告いたします。

59 番は、議案第 3 号で是正された土地であります。その土地に娘さんがうちを建てるということで、何ら問題ないことを報告いたします。

60 番、61 番は、同じ土地の中に介護施設と駐車場をつくるものです。駐車場には誓約書が添付されております。介護施設のところは、西側に市の雨水路が配置されておりますので、何ら問題ないと思います。第 6 地区のチェックリストに基づき調査した結果は、何ら問題なく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま、第 6 地区協議会より番号 54 番から 61 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

54 番から 61 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 54 番から 61 番を許可とすることに決定します。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長

以上で審議は終了いたします。

ちょっと教えていただきたいんですが、沢野地区なんですが、これは

太陽光とか営農型が結構ありますよね。そうすると、全体の中でどのぐらいの割合がそういう感じになっているのでしょうか。例えば3分の1ぐらいは太陽光になっちゃっているとか、営農型になっちゃっているとか、そういうものは。

1番委員
議長

いやいや、そこまでは全然まだ。

分かりました。ありがとうございます。

以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見聴取した1月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをいたしましたので、ご報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、37ページに記載のとおり、2件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、38ページから40ページに記載のとおり、13件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、41ページから43ページに記載のとおり、11件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、44ページから46ページまで記載のとおり、11件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議長
委員
議長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

ご質問等もないようですので、続きまして、協議事項、令和7年度太田市農業委員会日程（案）について決定を求めます。

事務局より提案をお願いします。

事務局

それでは、令和7年度太田市農業委員会日程（案）について説明をさせていただきます。別紙資料ー1をご覧ください。A4の縦の用紙になります。

来年度も今年度同様に、地区協議会及び定例総会を設置いたしまして、

日程案のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。
定例総会につきましては、午後2時より新田庁舎2階特別会議室にて、
地区協議会につきましては、午前と午後に分かれまして、各地区行政
センター等での開催を予定しております。
また、右側、その他行事等になりますが、4月25日は定期総会、8月
29日には農地パトロール説明会と年金説明会を、9月1日には地区別
研修会を予定しております。
それぞれの詳細につきましては、また別途、開催通知等でご案内をさ
せていただきますので、そちらでご確認いただければと思います。
以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、事務局より提案がありました令和7年度太田市農業委員会
日程（案）につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、令和7年度太田市農業委員会
日程について、事務局の提案のとおり決定いたします。
それと、ちょっと事後報告にもなるんですが、今年の初めにここで審
査いただきました優良農業者表彰が月曜日、今週の初めに市長から出
席されたそれぞれの方に賞状が授与されました。次の日の上毛新聞に
載っておりますので、事後的ですが、ご報告いたします。 |
| 議 | 長 | 以上で第19回定例総会を終了いたします。 |

閉 会 令和7年2月7日（金） 午後4時12分